

介護保険法に基づく介護予防訪問看護利用料金表

1.利用者負担額

法定代理受領サービス分(通常の場合)	厚生労働大臣が定める基準による額の1割または2割
法定代理受領サービス分以外(居宅サービス計画の未届け、支給限度額を超える分、保険料滞納の場合等)	厚生労働大臣が定める基準による額(全額)

【1割負担額】

		単位数	費用額(A)単位数×10.21(切捨)	札幌市	
訪問(予防看) I	訪問(予防看) I 1	20分未満	302	3,083	308
	訪問(予防看) I 2	30分未満	450	4,595	459
	訪問(予防看) I 3	30分以上1時間未満	792	8,086	809
	訪問(予防看) I 4	1時間以上1時間30分未満	1087	11,098	1,110
理学療法士による訪問看護(リハビリ)					
訪問(予防看) I	訪問(予防看) I 5	20分未満	283	2,889	289
	訪問(予防看) I 5(×2)	40分未満	566	5,779	578
訪問1回につき算定	【注】・早朝(午前6時～午前8時)、夜間(午後6時～午後10時)の場合 100分の25を加算 ・深夜(午後10時～午前6時)の場合…… 100分の50を加算 ・理学療法士による訪問看護(リハビリ)について、利用開始の属する月から12か月を超えた場合 1回につき5単位減算されます ※なお、緊急時訪問看護加算の同意を得た利用者への計画外緊急訪問の場合、特別管理加算を算定した利用者に関し、月2回目以降の計画外訪問時に加算				
	長時間訪問看護加算	特別な管理を要する利用者に90分を超える訪問を行った場合に算定	300	3,063	307
	複数名訪問看護加算(30分未満)	同時に複数の看護師が訪問看護を行った場合に算定	254	2,593	260
	複数名訪問看護加算(30分以上)	同時に複数の看護師が訪問看護を行った場合に算定	402	4,104	411
月1回算定	緊急時訪問看護加算 1	24時間対応体制実施ステーションで利用者等から同意を得た場合に算定	574	5,861	586
	特別管理加算 I	特別な管理を必要とする場合に算定	500	5,105	511
	特別管理加算 II	特別な管理を必要とする場合に算定	250	2,552	256
	ターミナルケア加算 初回加算	ターミナルケア実施時に算定 初回時に算定	2000 300	20,420 3,083	2,042 309

※ 新型コロナウイルス感染症に係る臨時的加算
 ・令和3年4月から令和3年9月まで、上記金額に0.1%上乘せ

2.その他の利用料

種類	内容	金額		
		日中	午前8時～午後6時	1時間未満
介護保険適用外訪問看護利用料金	介護給付の支給対象外の利用又は1時間30分を越えて訪問看護を提供する場合 ※医療保険適応外の単独訪問は交通費が別途がかかります。	午前8時～午前6時	1時間未満	8,600円
		午前6時～午前8時	1時間未満	10,750円
		午後6時～午後10時		
		深夜	午後10時～午前6時	1時間未満
死後の処置料	10,000円 (エンゼルセットや顔カバーなどの使用の際は、別途実費がかかります)			
キャンセル料(法定外自費)	(予定時間の2時間前までに連絡がなく、看護師や理学療法士等が訪問した場合)	交通費(下記参照)+1000円(税込) 交通費・1km～10km未満…200円 以降10km未満追加毎に200円追加		
札幌市以外の方の交通費	通常の実施地域を越えた地点から交通費が発生します。	交通費・1km～10km未満…200円 以降10km未満追加毎に200円追加		

ヴァルハラ訪問看護ステーション

令和3年4月1日改定

介護保険法に基づく訪問看護利用料金表

1.利用者負担額

法定代理受領サービス分(通常の場合)	厚生労働大臣が定める基準による額の1割または2割
法定代理受領サービス分以外(居宅サービス計画の未届け、支給限度額を超える分、保険料滞納の場合等)	厚生労働大臣が定める基準による額(全額)

【1割負担額】

		単位数	費用額(A)単位数×10.21(切捨)	札幌市	
訪問 I	訪問 I 1	20分未満	313	3,196	320
	訪問 I 2	30分未満	470	4,799	480
	訪問 I 3	30分以上1時間未満	821	8,382	838
	訪問 I 4	1時間以上1時間30分未満	1125	11,486	1,149
理学療法士による訪問看護(リハビリ)					
訪問 I 回につき算定	訪問 I 5	20分未満	293	2,992	299
	訪問 I 5(×2)	40分未満	586	5,983	598
	訪問 I 5・2超	60分未満	789	8,056	806
	【注】・早朝(午前6時～午前8時)、夜間(午後6時～午後10時)の場合 100分の25を加算 ・深夜(午後10時～午前6時)の場合…… 100分の50を加算 ※なお、緊急時訪問看護加算の同意を得た利用者への計画外緊急訪問の場合、特別管理加算を算定した利用者に関し、月2回目以降の計画外訪問時に加算				
月 1 回算定	長時間訪問看護加算	特別な管理を要する利用者により90分を超える訪問を行った場合に算定	300	3,063	307
	複数名訪問看護加算(30分未満)	同時に複数の看護師が訪問看護を行った場合に算定	254	2,593	260
	複数名訪問看護加算(30分以上)	同時に複数の看護師が訪問看護を行った場合に算定	402	4,104	411
	緊急時訪問看護加算 I	24時間対応体制実施ステーションで利用者等から同意を得た場合に算定	574	5,861	586
月 1 回算定	特別管理加算 I	特別な管理を必要とする場合に算定	500	5,105	511
	特別管理加算 II	特別な管理を必要とする場合に算定	250	2,552	256
	ターミナルケア加算 初回加算	ターミナルケア実施時に算定 初回時に算定	2000 300	20,420 3,083	2,042 309

※ 新型コロナウイルス感染症に係る臨時的加算

・令和3年4月から令和3年9月まで、上記金額に0.1%上乗せ

種類	内容	金額		
		日中	午前8時～午後6時	1時間未満8,600円
介護保険適用外 訪問看護利用料金	介護給付の支給対象外の利用又は1時間30分を越えて訪問看護を提供する場合 ※医療保険適応外の単独訪問は交通費が別途がかかります。	早朝	午前6時～午前8時	1時間未満10,750円
		夜勤	午後6時～午後10時	
		深夜	午後10時～午前6時	1時間未満12,900円
死後の処置料	(エンゼルセットや顔カバーなどの使用の際は、別途実費がかかります)	10,000円		
キャンセル料(法定外自費)	(予定時間の2時間前までに連絡がなく、看護師や理学療法士等が訪問した場合)	交通費(下記参照)+1000円(税込) 交通費・1km～10km未満…200円 以降10km未満追加毎に200円追加		
札幌市以外の方の交通費	通常の実施地域を越えた地点から交通費が発生します。	交通費・1km～10km未満…200円 以降10km未満追加毎に200円追加		

ヴァルハラ訪問看護ステーション

令和3年4月1日改定